

①発達障がいと二次障がい

「二次障がい」とは、医学的な診断名ではありません。発達障がいの特性とは別に、ストレスのかかる環境や状況に長くおかれることによってうつ状態や脅迫的な行動などの精神症状が出ることもあり、発達障がいの特性と周囲の環境のミスマッチによって引き起こされる精神疾患等の総称が「二次障がい」です。発達障がいの特性は様々ありますが（感覚の特異性、コミュニケーションの特性、こだわり、記憶の特性、等々）多数派（定型発達の人）による社会システムの中で生活していると、感覚の違い、取り組み方の違いによって周囲とのズレが生じ、ストレスを受けやすくなってしまう場合があります。

二次障がいは治療が必要です。発達障がいの発達障がいそのものの特性ではない、二次的な精神症状（うつ状態、強迫的な行動、等）が出ている場合は、発達障がいへの対応と合わせて、治療が必要となります。その場合はやはり医療機関（主治医）へ相談をしてみるといいでしょう。また、二次障がいを防ぐには、周囲の人が発達障がいの特性を理解し、必要な支援につながる事が重要です。国の支援制度や公的機関のサポートを活用することも手立てのひとつです。